

スマートフォンを活用して戦争の違法化と憲法の平和主義を 理解させる試み

中野 潤三*1・田中 雅章*2

Email: jnnp26@m.suzuka-iu.ac.jp

*1: 鈴鹿大学国際人間科学部

*2: 大橋学園 ユマニテク看護助産専門学校

◎Key Words 戦争と平和, スキマ時間, 動画学習

1. はじめに

大学等高等教育機関の入学者の知識量とそのレベルが減少・低下している、と指摘されるようになって久しい。その原因を中等教育に求めることは容易いが、真因は社会全体の変化にあらう。本を読ませるためにネットから断絶し、スマートフォンを捨てよ、と学生に説くことは非現実的であり、非合理的でもある。むしろ、スマートフォンの活用による知識の習得を促すことが、法学や政治学などの社会科学にとっても有用である⁽¹⁾。

2014年度の研究では、「国際関係論」の授業の一コマとして、予習・復習に使える5分程度の解説動画が閲覧できるスマートフォン用学習支援サイトを準備した。授業の中で学生に閲覧させ、解説動画の評価を調査票に記入させた。昨年度の研究大会において、その解説動画の有効性について報告をした。大会報告の後に当該授業後の学生アンケートが開示された。それを読むと2013年度の授業に比較して、2014年度の授業の理解度が改善されていることがわかった。2015年度の研究では、授業の理解度をさらに高めるための検討を行った。昨年度の経験を踏まえて口頭での講義も動画や調査票の内容をより強く意識して行うことにした。学生の評価アンケートに基づき学生がより理解できるようにシナリオを一から練り直し、改めて解説動画の撮影を行った。今年度の報告ではその改善の試みと結果について報告する。

2. 学生のスマホライフの対応

他校で実施した調査ではあるが、2015年4月に入学した81名の学生を対象にスマートフォンの所有率を調べた。その結果、スマートフォンを所有していなかったのは2名の社会人入学生だけで、高校から入学した学生の全員がスマートフォンを所有していた。スマートフォンの内訳はIOSが67.1%で、Androidが32.9%であった。スマートフォンの半数以上がIOSユーザーである。

スマートフォンは新製品が販売されるたびに画面が大型化し、液晶画面が改良され、外出先でも認識しやすくなった。スマートフォンのグラフィックチップの高性能化による動画の描画速度の向上とWiFi環境や通信キャリアが提供するLTE(Long Term Evolution)などの高速な通信方式を提供することで、より精細な

動画が3G回線時代のようにコマ落ちすることなく動画再生できる。

本研究で試作する解説動画Webサイトや解説動画はよりスマートフォンに特化した画面デザインにした。

解説動画Webサイトは導入から運用までの容易性とTCO(total cost of ownership)が安く済むため総合的に鑑みた結果、Googleから提供されているWikiを活用したGoogleサイトとYouTubeを前回に引き続き採用した。Webベースの教育支援サーバーを実装し、運用するにはそれなりの技術と手間と費用がかかる。しかし、Googleから提供されているサービスを活用すれば専用サーバーの実装が不要でないかと考えた。しかも、利用者のアクセス集中に耐えられるだけのサービスが提供できるサーバーを準備するのは費用がかかり、その維持管理に手間もかかる。本研究では、学習支援WebサイトをGoogleサイトとYouTubeの組み合わせで構築した。実際に運用して、スマートフォンで解説動画が問題なく再生できることが確認できた。

3. 安全保障論と日本国憲法の平和主義

安全保障という言葉は、"security" (仏語 *securité*) の訳語の一つであるが、日本語の用語となったのは1920年代のことである。1920年に発足した国際連盟は、連盟規約に反して戦争を始めた国に対する共同制裁を規約に定めて、「集団安全保障」という考え方を打ち出した。「集団安全保障」という言葉自体は規約中にはない) 当時の国際法学者は、国際社会における security を「国家の安全保障」と定義した。

1928年に調印された不戦条約(戦争放棄に関する条約)は、「国際紛争解決の為戦争に訴うることを非とし、国家の政策の手段としての戦争を放棄する」と謳っている。1920年代の世界には、国際連盟の「集団安全保障」と不戦条約の「戦争違法化」により、世界の恒久平和の実現が可能になったという、楽観的な時代の雰囲気があった。

ところが、世界恐慌を契機として世界は2度目の総力戦争となった第2次世界大戦へと突き進む。第2次世界大戦の反省により創設された国際連合の憲章は、その第2条で、「武力による威嚇又は武力の行使は慎まなくてはならない」と謳い、武力の行使を原則として禁じた。憲章はその例外として、個別的・集団的自衛権の行使と、安保理決議に基づく軍事的強制措置を挙げ、国連軍の結成に関する規定まで設けた。

敗戦直後に制定された日本国憲法の平和主義の理念は、国連による世界平和の実現という理想主義的な国際安全保障を前提に置いている。憲法の条文中には「安全保障」という言葉は見られないが、前文中に「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して我らの安全と生存を保持」とある。この部分のGHQ英文草案を見ると、下線部は“security”となっている。これに対して、日本と同様に敗戦国であるドイツの憲法(基本法)は、冷戦の開始という国際環境を受けて、条文中で「互恵的な集団安全保障の制度に加盟できる」と定め、現実主義的な国家安全保障を前提に置いている。さらにドイツは、憲法の条文中で「防衛のため軍隊を設置する」と明記したが、日本は条文(第9条)の解釈により「自衛力」の保持を正当化してきた。

第9条第1項は「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と謳っているが、この文言は不戦条約第1条のそれと似ている。憲法の起草者が、戦争の違法化という国際社会の潮流を理解していたことがわかる。だが、国際連盟規約、不戦条約、国際連合憲章は自衛戦争と侵略国に対する制裁戦争を禁じていない。第9条第1項の趣旨も同様と解釈できる。冷戦時代には、第2項の「前項の目的を達成するため・・・戦力は、これを保持しない、国の交戦権はこれを認めない」という規定の解釈をめぐって論争が続いた。

冷戦が終結すると、国家中心の安全保障観では解決できない、国民全体の安全保障ではない、人間一人一人の安全保障「人間の安全保障」が唱えられるようになった。国連開発計画によれば、人間の安全保障とは、一人一人の人間が「病気や飢餓、失業、犯罪、社会の軋轢、政治的弾圧、環境災害などの脅威」から守られていることである。冷戦が終焉し国家間戦争の危険が低減したことにより、「国家安全保障から人間の安全保障へ」というテーゼも唱えられた。しかしながら、人間の安全保障という概念は、国連の人間安全保障委員会が報告しているように、安全保障が向けるべき焦点の拡大であり、伝統的な国家安全保障を否定するものではない。

人間の安全保障には、抑圧や貧困を解消することによりテロリズムの温床をなくし、内戦型の武力紛争を予防するという効果もある。日本は人間の安全保障を外交政策の柱の一つとしている。究極の総力戦争である第2次世界大戦を経験した日本は、平和主義を理念とする新憲法で「非戦の誓い」を宣明した。現在の日本には、この誓いを真摯に守りながら、国際的な安全保障環境を改善する人間の安全保障に貢献し、他方で現実的に国家安全保障を考えるというバランスのとれた議論が必要とされている。

4. 解説動画の評価

4.1 解説動画の評価手順

学習支援サイトの評価は、通常の授業の1コマを使う。実際の評価作業の流れは、「表1 評価作業の流れ」に明記した手順で7月下旬に行う予定である。なお、調査票は学生各自が無記名で記入する。回収した調査

票は統計的に処理をする予定である。

表1 評価作業の流れ

作業時間	作業内容
5分	受講者へ授業の流れの事前説明 アンケートの協力依頼
60分	通常の授業を行う
10分	解説動画評価アンケートを配布・説明 解説動画をプロジェクターで視聴
15分	解説動画評価アンケートの記入・回収

4.2 解説動画による教育効果

スマートフォンから手軽に解説動画を視聴することで、スキマ時間を学習時間として学習環境を整えた結果を考察する。解説動画を制作する以前の2013年の定期試験結果と解説動画を制作しスマホ学習できる環境を整えた2014年の定期試験結果を比較した結果が、次の「表2 旧解説動画の有無の違いによる試験結果」である。

2013年の成績と2014年との成績を比較すると、成績のBとCの割合はほとんど変化が認められなかった。成績Aの割合が2013年と比べて2倍以上の16.3%と増えた。成績D(不合格者)の割合が2013年の半分以下の11.6%に減少した。以上の結果から、受講生の半数近くが解説動画を活用して試験対策学習を行ったのではないかと推測できる。

表2 解説動画の有無の違いによる試験結果

成績	A	B	C	D	計
2013年	3 7.9%	7 18.4%	19 50.0%	9 23.7%	38 100.0%
2014年	7 16.3%	8 18.6%	23 53.5%	5 11.6%	43 100.0%

2013年の成績と2014年の成績とで分散が等しくないと仮定した2標本によるt検定を行った結果、 $p=0.0164$ の値が得られ、95%の確率で有意であると確認できた⁽²⁾。

5. まとめ

学習環境を整えることで、何もしなければムダになってしまうスキマ時間を学習時間として有効活用できる方法はないかと考えたのが、この研究のきっかけである。学習支援サイトの構築に費用をかけず、手間もかけず、実用に耐えられる運用を目指した。

2015年の解説動画の実践はまだである。しかし、2014年の経験の蓄積があるので、2014年に明らかになった問題点の対策を行った2015年の実践のご報告ができると思う。

参考文献

- (1) 中野潤三, 田中 雅章: “YouTube を活用して日本国憲法の平和主義を理解させる試み”, pp.258-259, 2014PCカンファレンス, コンピュータ利用教育学会 (2014).
- (2) 中野潤三, 十津 守宏, 田中 雅章: “スマートフォンを活用して戦争違法化の歴史と日本国憲法の平和主義の理念を学習するWebサイトの実装”, pp.145-150, 第11回情報プロフェッショナルシンポジウム, 科学技術振興機構 (2014).